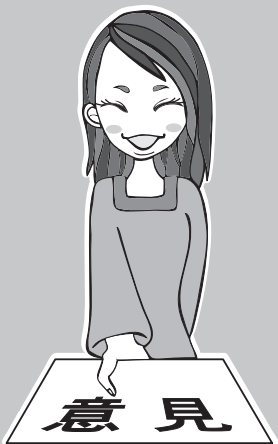


皆さんの意見を募集します

パブリックコメント



市では、次の1つの条例の制定と4つの計画の策定に向けて現在検討しています。これに伴い、原案を公表し、皆さんから広く意見を募集するパブリックコメントを実施します。

ぜひ、皆さんのご意見をお寄せください。

パブリックコメントとは

日光市が目指す、市民との協働のまちづくりを推進するためには、市が各種の計画などを決定する際に、情報をできる限り開示して、皆さんと共有しなければなりません。また同時に、皆さんの意見などを的確に反映していく仕組みを持たなければなりません。

そのための手段の一つがパブリックコメント制度です。パブリックコメントとは、「市が計画などを策定する際に、あらかじめその案を公表し、それに対して市民の皆さんから提出された意見を考慮して最終的に決定する。また、提出された意見などの概要とそれに対する市の考えを公表する」という一連の手続きのことをいいます(上図参照)。

◆日光市暴力団排除条例(原案)

この条例は、市民生活の安全と平

穩の確保および地域の社会経済活動の健全な発展のため、市からの暴力団の排除に関し、市民および市などの責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるものとす。

◆公表資料

日光市暴力団排除条例(原案)

◆資料の閲覧および意見の提出期間
12月1日(木)～28日(水) 必着

◆担当部署(提出先)及びくわしくは
〒321-1292 今市本町1番地
総務課 行政係

☎(21)51330・FAX(21)51337
メール soundu@city.nikko.lg.jp

◆男女共同参画プラン日光後期計画(原案)

この計画は、市における男女共同参画の実現に向けた施策を構築するため、現計画の評価を行い、地域の男女共同参画社会に関する意識と実態から課題を検証し、平成24年度か

パブリックコメントの流れ

- ①市が計画案(条例案)を作成します
- ↓
- ②計画案(条例案)を市民の皆さんに公表します
▽公表内容…計画案(条例案)作成の趣旨・目的など
▽公表方法…担当部署・本庁・各総合支所など30カ所で閲覧、市ホームページに掲載
- ↓
- ③市民の皆さんから意見を募集します
▽意見を提出できる方…市内に在住または勤務・在学している方、市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体など
▽提出方法…持参、郵送、FAX、電子メールなど
- ↓
- ④提出された意見を検討します
- ↓
- ⑤結果を公表します
▽公表内容…提出された意見の概要と、それに対する市の考え方、計画(条例)の最終案
- ↓
- ⑥計画(条例)を策定(制定)します

ら27年度を期間とする後期計画を策定するものです。

◆公表資料

男女共同参画プラン日光後期計画(原案)

◆資料の閲覧および意見の提出期間
12月1日(木)～平成24年1月4日(水) 必着

◆担当部署(提出先)及びくわしくは
〒321-1292 今市本町1番地
人権・男女共同参画課 男女共同参画推進係

☎(21)51488・FAX(21)51055
メール jinken-danjo@city.nikko.lg.jp

メール kenchiku-jyutaku@city.nikko.lg.jp

◆第2期日光市財政健全化計画(原案)

この計画は、社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応していくため、健全財政の堅持、強化を目指して策定するものです。

◆公表資料

第2期日光市財政健全化計画(原案)

◆資料の閲覧および意見の提出期間
12月5日(月)～平成24年1月5日(木) 必着

◆担当部署(提出先)及びくわしくは
〒321-1292 今市本町1番地
財政課 財政係

☎(21)5162・FAX(21)5137
メール zaisei@city.nikko.lg.jp

◆第2期日光市水道事業経営健全化計画(原案)

この計画は、将来にわたり、安全で安心な水を供給するために、利用者から信頼される水道施設と健全な経営構築を目指して策定するものとす。

◆公表資料

第2期日光市水道事業経営健全化計画(原案)

各意見募集に共通の事項

□資料の閲覧場所および開設時間

- 各担当部署
- 情報公開コーナー(本庁舎2階)
- 各総合支所市民福祉課・支所出張所
- ※土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く日の午前8時30分～午後5時15分
- 各公民館・図書館
- 市民サービスセンター
- 女性サポートセンター(男女共同参画プラン日光後期計画(原案)のみ)

※各施設の開設日・開設時間

- 市ホームページ

□意見を提出できる方

- 市内に在住または勤務・在学している方
- 市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体
- 当該案件に利害関係のある個人・法人・団体

□意見の提出方法

意見・住所・氏名・電話番号を明記し、持参・郵送・FAX・メール・市ホームページ提出フォームのいずれかで提出する。
※持参の場合は、閲覧場所の各施設へも提出できます。
※提出の様式は自由ですが、専用の用紙が各閲覧場所に置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

□提出意見の取り扱い

○提出していただいたご意見は、条例制定や計画策定の参考とします。また、内容ごとに整理・分類し、それに対する市の考えとともに後日公表します。
○個々のご意見に対して、直接、個別の回答はしません。
○意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(住所・氏名など)は公表しません。